

第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館3階 富士の間

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

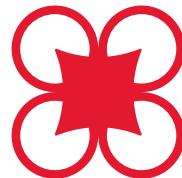
招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	19
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
ホックングループの現況	19
会社の現況	29
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告	50

お知らせ

- 新型コロナウイルスに関するお知らせについて
2頁をご確認ください。
- 株主総会ご出席者へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ホックンホールディングス株式会社

証券コード：5902



HOKKAN HOLDINGS

証券コード 5902
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
ホッカホールディングス株式会社
代表取締役社長 池 田 孝 資

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席なされない場合は、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）のとおり、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月28日（月曜日）午後5時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館3階 富士の間
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき提供書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知、株主総会参考書類および提供書面につきましては、早期に情報を提供するため、発送前にインターネット上の当社ウェブサイトにも掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu.shtml>

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のための措置を講じたうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会当日の来場を見合わせ、可能な限り郵送またはインターネット等により議決権を事前行使していただくことをお勧めいたします。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使するには、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案・第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

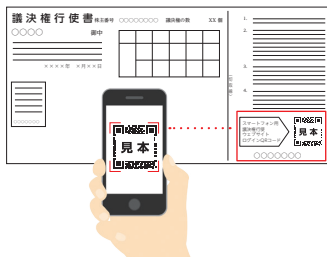
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

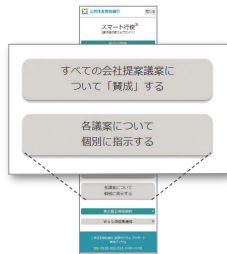
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

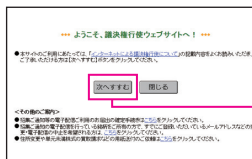
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

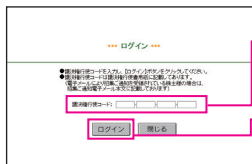
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

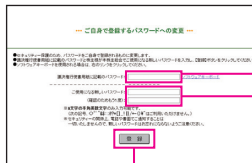
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任取締役9名全員は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

当社は、「役員を選解任に関する方針」に定める基準および手続により、本議案、第2号議案および第3号議案の各候補者を適正に選定いたしております。

本議案の候補者が原案どおり選任されますと、取締役9名のうち3分の1にあたる3名が、「役員を選解任に関する方針」に定める独立性判断基準に照らして当社から独立した社外取締役となり、また女性取締役が2名となります。

これらにより、当社取締役会においては引き続き経営陣から独立した中立的な意見、多様性のある意見を踏まえた議論が可能になるものと判断しております。「役員を選解任に関する方針」の概要は17頁から18頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	属性
1	工藤常史	代表取締役会長	再任
2	池田孝資	代表取締役社長	再任
3	佐藤泰祐	取締役常務執行役員 容器事業 技術・生産部門統轄	再任
4	武田卓也	取締役執行役員 総務部・人事部・CSR担当	再任
5	砂廣俊明	取締役執行役員 経理部・経営企画室担当	再任
6	多田秀明	-	新任
7	藤田晶子	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	耕田一英	-	新任 社外 独立役員*
9	渡邊敦子	-	新任 社外 独立役員*

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所等の定めに基づく独立役員

※選任が承認された場合、独立役員として届出する予定です。

候補者番号 **1** 工藤 常史 (くどう つねのぶ)

再任

**生年月日**

1954年3月2日生

所有する当社株式の数

11,800株

取締役会出席率(出席状況)

100% (14回中14回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社
 2002年6月 当社取締役
 2005年10月 当社常務取締役
 2009年6月 当社専務取締役
 2010年6月 当社代表取締役社長
 2018年6月 当社代表取締役会長(現任)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役
 株式会社日本キャンパック取締役

(取締役候補者とした理由)

工藤常史氏は2010年6月より当社の代表取締役社長を務め、2018年6月からは代表取締役会長を務めるなど、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者工藤常史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。工藤常史氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日

1962年11月24日生

所有する当社株式の数

7,700株

取締役会出席率 (出席状況)

100% (14回中14回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社 (現当社) に入社
2005年10月 北海製罐株式会社執行役員
2009年6月 当社取締役
2014年6月 当社常務取締役
2018年6月 当社代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)
北海製罐株式会社代表取締役社長
株式会社日本キャンパック代表取締役社長
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役

(取締役候補者とした理由)

池田孝資氏は当社グループの経営戦略や海外事業領域の業務を歴任しており、2018年6月からは当社代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験とグループを統率する指導力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者池田孝資氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 池田孝資氏は、北海製罐株式会社および株式会社日本キャンパックの代表取締役社長であり、当社は両社との間に資金貸借取引、業務委託料、経営管理料等の取引関係があります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。池田孝資氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

候補者番号 **3** 佐藤 泰 祐 (さとう やすひろ)

再任



生年月日

1964年2月9日生

所有する当社株式の数

2,800株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回中14回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 北海製罐株式会社（現当社）に入社
 2009年4月 北海製罐株式会社千代田工場長
 2010年6月 同社執行役員
 2013年6月 同社取締役執行役員
 2016年6月 同社取締役常務執行役員
 2019年4月 同社取締役専務執行役員（現任）
 2019年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
 （担当：容器事業 技術・生産部門統轄）

（重要な兼職の状況）

北海製罐株式会社取締役専務執行役員
 オーエスマシナリー株式会社取締役
 PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役

（取締役候補者とした理由）

佐藤泰祐氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社、オーエスマシナリー株式会社およびPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの取締役として経営に携わっており、また、容器事業において豊富な経験を有していることから、当社グループの企業価値向上に必要な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者佐藤泰祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。佐藤泰祐氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
 3. 佐藤泰祐氏は、2021年6月18日付にてオーエスマシナリー株式会社の代表取締役社長に就任する予定です。



生年月日

1964年9月30日生

所有する当社株式の数
3,500株

取締役会出席率 (出席状況)
100% (14回中14回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社 (現当社) に入社
2004年4月 当社総務部長
2014年6月 当社取締役
2019年4月 当社取締役執行役員 (現任)
(担当: 総務部・人事部・CSR担当)

(重要な兼職の状況)
北海製罐株式会社取締役常務執行役員
株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員

(取締役候補者とした理由)

武田卓也氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社と株式会社日本キャンパックの取締役として経営に携わっており、また、総務・人事部門等において豊富な経験を有しているとともに人格、見識とも優れていることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者武田卓也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。武田卓也氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

候補者番号 **5** 砂 廣 俊 明 (すなひろ としあき)

再任

**生年月日**

1964年10月1日生

所有する当社株式の数

2,800株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回中14回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社（現当社）に入社
 2003年6月 当社執行役員
 2011年6月 株式会社日本キャンパック執行役員
 2012年6月 同社取締役執行役員
 2018年6月 当社取締役
 2019年4月 当社取締役執行役員（現任）
 （担当：経理部・経営企画室担当）

（重要な兼職の状況）

北海製罐株式会社取締役常務執行役員
 株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員

（取締役候補者とした理由）

砂廣俊明氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社と株式会社日本キャンパックの取締役として経営に携わっており、また、経理財務部門等の責任者を務めるなど豊富な経験・実績・見識を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- （注）1. 候補者砂廣俊明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。砂廣俊明氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日

1962年3月18日生

所有する当社株式の数

2,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社日本キャンパックに入社
2008年6月 同社執行役員
2009年6月 同社取締役執行役員
2014年6月 同社取締役常務執行役員
2019年4月 同社取締役専務執行役員（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社日本キャンパック 取締役専務執行役員

（取締役候補者とした理由）

多田秀明氏は当社グループ主力事業会社の株式会社日本キャンパック取締役専務執行役員として、受託充填事業に関する豊富な経験と実績を有しており、今後の当社グループの事業拡大に必要な人材であるため、同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者多田秀明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。多田秀明氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

候補者番号 **7** **藤田晶子** (ふじた あきこ)

再任

社外

独立役員

**生年月日**

1962年12月12日生

所有する当社株式の数
-株**社外取締役就任年数**

1年(本総会最終時)

取締役会出席率(出席状況)

91%(11回中10回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 佐賀大学経済学部助教授
 2001年4月 明治学院大学 経済学部 経営学科教授
 2006年4月 同大学 経済学部 国際経営学科教授(現在に至る)
 2020年6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

明治学院大学 経済学部 国際経営学科教授

(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)

藤田晶子氏は会計学の分野において豊富な学識経験と専門知識を有しているため、特に企業会計について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者藤田晶子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 藤田晶子氏は社外取締役候補者であります。また、同氏が再任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員を継続する予定であります。
 3. 当社は藤田晶子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。藤田晶子氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。



生年月日

1962年10月20日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年3月 公認会計士登録
 2013年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）
 シニアパートナー
 2015年7月 同監査法人沖縄事務所長（現任）

（重要な兼職の状況）
 EY新日本有限責任監査法人沖縄事務所長

（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）

耕田一英氏は公認会計士の資格を持ち、会計に関する豊富な経験と専門知識を有しているため、特に企業会計について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、「役員を選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- （注）
- 候補者耕田一英氏および同氏の所属するEY新日本有限責任監査法人と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 耕田一英氏は、EY新日本有限責任監査法人を2021年6月末に退職する予定です。これに伴い、同氏の選任が承認された場合における当社社外取締役就任日は、2021年7月1日といたします。
 - 耕田一英氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 - 耕田一英氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。耕田一英氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

候補者番号 9 渡 邊 敦 子 (わたなべ あつこ)

新任

社外

独立役員



生年月日

1964年2月3日生

所有する当社株式の数

-株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録、永石一郎法律事務所入所
 2010年8月 渡邊敦子法律事務所開所
 2014年7月 渡邊綜合法律事務所（名称変更）（現在に至る）

（重要な兼職の状況）

渡邊綜合法律事務所 代表

（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）

渡邊敦子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する豊富な経験と専門知識を有しているため、特にコンプライアンスおよび企業法務について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、「役員を選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者渡邊敦子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊敦子氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 3. 渡邊敦子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。渡邊敦子氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小池明夫氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

渡 辺 基 樹 (わたなべ もとき)

新任



生年月日

1967年2月28日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年4月 農林中央金庫入庫
2014年7月 同金庫 長崎支店長
2017年7月 同金庫 コンプライアンス統括部部長
2020年4月 同金庫 法務・コンプライアンス部部長
2021年6月 当社入社（現在に至る）

（監査役候補者とした理由）

渡辺基樹氏は金融機関に長く勤務し、コンプライアンス・内部監査について経験を有しておられることから、当社監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者渡辺基樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。渡辺基樹氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。
 のものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

田 島 正 広 (たじま まさひろ)

社外

独立役員

生年月日

1965年5月25日生

所有する当社株式の数
 -株

略歴および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録、中田・松村法律事務所入所
 2003年12月 田島正広法律事務所開所
 2006年7月 田島総合法律事務所（名称変更）
 2016年10月 田島・寺西法律事務所（名称変更）（現在に至る）
 2020年4月 東京弁護士会副会長（2021年3月まで）

（重要な兼職の状況）
 田島・寺西法律事務所代表パートナー
 フェアリンクスコンサルティング株式会社代表取締役
 株式会社イオレ社外監査役

（補欠社外監査役候補者とした理由）
 田島正広氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏をその候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者田島正広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 田島正広氏は補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 3. 田島正広氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年7月に同保険契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して負担することとなる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。田島正広氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

以上

(ご参考) 取締役候補者および監査役候補者の選定基準の概要

当社は、取締役候補者および監査役候補者の選定基準について「役員を選解任に関する方針」を取締役会において決議し、当社ウェブサイトにて開示しています。

(<http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/pdf/governance/appointment.pdf>)

その概要は以下のとおりです。

【取締役会および監査役会の規模・構成】

取締役会は、当社グループ各社の事業特性と持株会社としての当社の役割等を勘案し、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るために必要な規模とし、取締役の員数は定款に定める10名以内の適正な人数としています。

取締役の構成は、当社が健全な経営を推し進めていくために必要とされる知識・能力のほか、取締役会に占める社外取締役や女性取締役の割合その他取締役会の多様性の確保を考慮するものとし、取締役の員数のうち3分の1以上を当社から独立した社外取締役とします。

監査役会の規模および構成は、当社および当社グループの監査を遂行するのに必要な豊富な経験と見識、また財務・会計・法務に関する知見を、監査役会全体としてバランスよく備えることとなるよう考慮し、定款に定める5名以下の適正な人数で構成します。

【取締役候補者および監査役候補者の選定基準】

当社は、取締役および監査役に対し、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、取締役会の定める行動規範を遵守しながら当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者であること、またその役割・責務を適切に果たすための目安として、他の上場会社役員との兼任は4社以内、取締役会への出席率は概ね85%以上であることを求めており、これらを候補者の選定基準としています。

【社外役員候補者の選定基準】

当社は、社外役員に期待する役割および責任を以下のとおり定めており、これらを果たせる者であることを社外役員候補者の選定基準としています。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと

- (2) 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と当社グループの経営陣や主要株主との間の利益相反を監督すること
- (4) 当社グループの経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

【独立性判断基準の概要】

当社は、法令および上場証券取引所が定める独立性基準を踏まえて役員の独立性判断基準を定めており、その概要は以下のとおりです。

次の各項目のいずれにも該当しないこと。

- (1) 当社グループの業務執行者、監査役（社外監査役を除く）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者もしくは監査役（社外監査役を除く）であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (5) 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
- (6) 当社の主要株主またはその業務執行者
- (7) 過去3年以内において（2）から（6）までのいずれかに該当していた者
- (8) 以下に掲げる者（使用人については部長職以上の者に限る）の二親等内の親族
 - ① 当社グループの業務執行者もしくは監査役または過去3年以内において当社グループの業務執行者もしくは監査役であった者
 - ② 前記（2）から（7）までのいずれかに該当する者

【役員候補者の選定に係る手続】

当社は、役員候補者の選定に当たっては、本基準および取締役会の定める行動規範に基づき、取締役社長が人事案を作成し、各社外取締役に提出してその意見を求め、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しています。

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. ホックングループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内における新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動が急速に低迷しており、新たな生活様式により飲料需要も変化いたしました。その後、いったん景気は持ち直しの動きを見せたものの、2021年に入って緊急事態宣言が再発出されるなど社会経済活動が大きく制限され、個人消費や設備投資が低水準で推移するなど、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

このような状況の下、当社グループは、従業員の安全確保を第一として確実な操業と新規顧客の開拓による販路の拡大、固定費の削減などに努めてまいりましたが、インバウンド需要の蒸発と観光関連需要の大幅な減少、またテレワークなど外出を避ける行動様式の広がりなどを受けた結果、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、売上高は1,093億67百万円（前年度比14.4%減）、営業利益は7億59百万円（前年度比88.0%減）、経常利益は21億12百万円（前年度比52.7%減）となりました。また、投資有価証券売却益があったものの北海製罐株式会社における事業用設備の減損損失や固定資産除却損等があったため、親会社株主に帰属する当期純損失は3億68百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純利益19億68百万円）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりです。

《事業セグメント別の売上高》

事業セグメント	前連結会計年度（第95期）	当連結会計年度（第96期）
容器事業	40,535百万円	35,237百万円
充填事業	71,540百万円	60,587百万円
機械製作事業	3,127百万円	2,914百万円
海外事業	10,033百万円	8,547百万円
その他	2,503百万円	2,079百万円
合計	127,741百万円	109,367百万円

(注) 内部売上を除く。

容器事業

主要な
事業内容

- ▶メタル缶製造 飲料・食品缶詰・エアゾール製品等に用いる空缶や美しい意匠を施した美術缶等、スチール製容器包装を製造販売しています。
- ▶プラスチック容器製造 飲料用・食品用のペットボトルや化粧品・ヘルスケア・トイレットリー等のプラスチック製容器包装を製造販売しています。また、プリフォーム（ペットボトル成型前の中間製品）の販売を行っています。



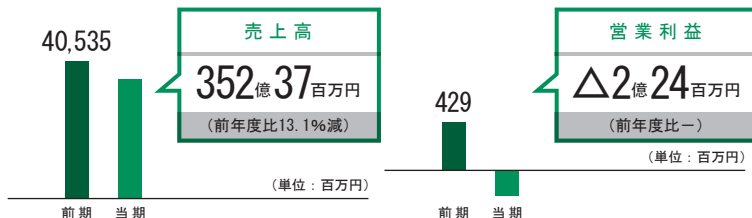
事業会社（連結子会社）

北海製罐（株）：メタル缶製造、プラスチック容器製造

昭和製器（株）：メタル缶製造

日東製器（株）：メタル缶製造

東都成型（株）：プラスチック容器製造



メタル缶

飲料用スチール空缶につきましては、外出を避ける行動様式が広がったことにより自動販売機やコンビニエンスストアの販売が減少する等の影響を受け、前年を大幅に下回りました。

食品缶詰用空缶につきましては、水産缶詰では、サケ、サンマなどの記録的な不漁による原料不足により前年を下回り、農産缶詰においても前年を下回る結果となりました。

エアゾール用空缶につきましては、消臭芳香剤等の販売は減少したものの、燃料ボンベ缶やホビー需要等により、塗料製品の販売が好調に推移したほか、主力である殺虫剤関連製品が堅調に推移したことにより、エアゾール用空缶全体としては前年を上回りました。

美術缶につきましては、菓子、海苔などの贈答向け製品が大幅に減少しましたため、前年を下回る結果となりました。

プラスチック容器

飲料用ペットボトルにつきましては、消費者の需要が大型ペットボトルにシフトしたことにより小型ペットボトルの販売数量が減少し、また暖冬の影響を受けて加温用プリフォームの販売も減少したことから、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体としては、前年を大きく下回りました。

食品用ペットボトルにつきましては、リサイクルが可能なPET素材の二重構造バリアボトルの販売が好調に推移したことにより、前年を大きく上回りました。

また、その他のプラスチック製容器包装につきましては、外出を避ける動きのなか、化粧品向け製品が大きく減少し、また、外食産業向けやコンビニエンスストア向けの飲料用バッグインボックスが低迷しました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は352億37百万円（前年度比13.1%減）となり、営業損失は2億24百万円（前年度は営業利益4億29百万円）となりました。



プリフォーム
(ペットボトル成型前の中間製品)

充填事業

主要な
事業内容

▶飲料受託充填 各種缶飲料・ペットボトル飲料の受託充填を行っています。原材料の調査から充填、包装、物流までを一貫して行っています。



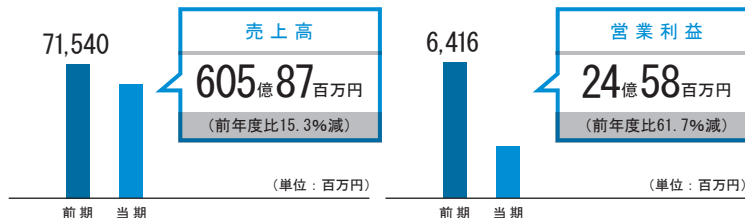
事業会社（連結子会社）

（株）日本キャンパック：飲料受託充填

（株）西日本キャンパック：飲料受託充填

くじらい乳業（株）：乳製品受託製造

（株）真喜食品：食品受託製造



缶製品につきましては、リシール缶（ボトル缶）では、外出を避ける動きから自動販売機やコンビニエンスストアでの販売が低調でありましたため、前年を大幅に下回りました。通常缶では、市場の動向と同様に販売が低調でありましたものの、充填委託元からの受託構成比率により、売上高では前年を上回る結果となりました。

ペットボトル製品につきましては、外出を避ける動きによりミネラルウォーター等の大型ペットボトル製品は増加したものの、自動販売機やコンビニエンスストアでの販売が低調であった主力の小型ペットボトルの需要減少を補うことができず、ペットボトル製品全体では前年を下回りました。

以上の結果、乳製品受託製造および食品の受託製造（株式会社真喜食品を連結子会社化して2021年2月1日付で開始）を含めた充填事業全体の売上高は605億87百万円（前年度比15.3%減）となり、営業利益は24億58百万円（前年度比61.7%減）となりました。



大型ペットボトルの無菌充填ライン

機械製作事業

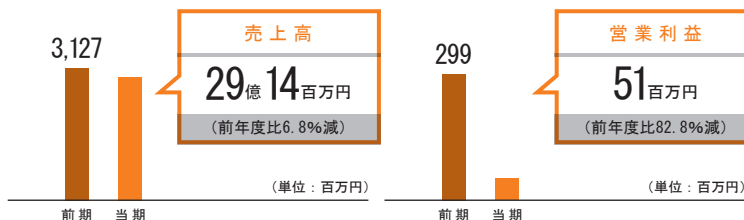
主要な
事業内容

▶産業機械・金型製作 各種生産設備や機械装置、金型等を製作しています。生産設備から金型に至るまでを一貫して受託することができます。



事業会社（連結子会社）

オーエスマシナリー（株）：産業機械・金型製作



機械製作事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて設備投資を手控える動きが広がり、自動車部品にかかる生産設備、金型などの受注が減少しました。この結果、売上高は29億14百万円（前年度比6.8%減）となり、営業利益は51百万円（前年度比82.8%減）となりました。



飲料用アルミ蓋製造ラインで使用する精密金型

海外事業

主要な
事業内容

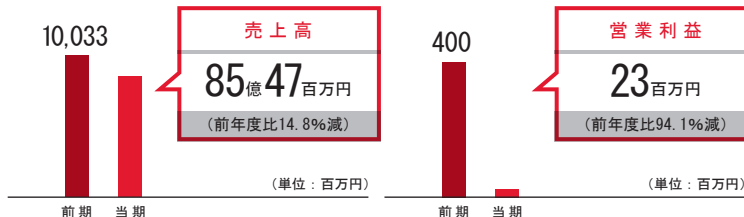


事業会社（連結子会社）

ホッカン・デルタパック・
インダストリ：飲料容器の製造

ホッカン・インドネシア：飲料容器の製造・受託充填

日本キャンパック・ベトナム：飲料の受託充填



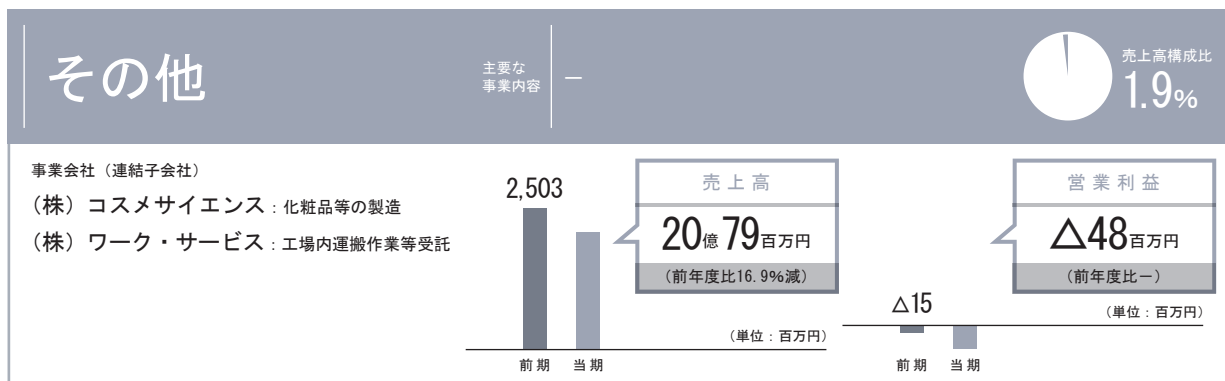
インドネシアにおいては、大規模な社会活動制限の影響により個人消費や企業活動が大幅に抑制され、飲料水や清涼飲料の需要が落ち込みました。このような状況のなか、ホッカン・デルタパック・インダストリ社では、お客様のライン増設に伴う受注増加などがありましたものの、前年を下回りました。また、ホッカン・インドネシア社では、売上高は前年を下回りましたものの、積極的な営業活動による新製品の受注や固定費の削減などにより、営業利益は前年を上回る結果となりました。

ベトナムにおいては、観光客の減少、飲食店の営業制限、外出自粛などの影響により飲料消費が落ち込むといった状況のなか、日本キャンパック・ベトナム社では、お客様による自社工場への取り込みの影響等により、前年を大幅に下回る結果となりました。

以上の結果、海外事業全体の売上高は85億47百万円（前年度比14.8%減）となり、営業利益は23百万円（前年度比94.1%減）となりました。



ホッカン・デルタパック・インダストリーの飲料用カップ



株式会社コスメサイエンスにおいては、新たなお客様との取引開始はありましたものの、インバウンド需要の蒸発や外出機会の減少などの影響を受け、前年を大きく下回る結果となりました。

以上の結果、工場内運搬作業等受託を含めたその他売上高は20億79百万円（前年度比16.9%減）となり、営業損失は48百万円（前年度は営業損失15百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資（有形固定資産および無形固定資産の増加額）は、71億28百万円であります。その主なものは、株式会社日本キャンパックにおけるアセプティック（無菌充填）ライン設備の取得、および北海製罐株式会社における二重構造バリアボトルの高速製造設備の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、株式会社日本キャンパックおよび北海製罐株式会社において積極的な設備投資を行ったことにより、当期末の社債および借入金残高は、前期末に比べ48億7百万円増加し、583億67百万円となりました。

④ 重要な企業再編等の状況

(イ) 株式会社真喜食品の株式取得

株式会社日本キャンパックは、2021年2月1日付で、主に食品の製造販売業を営む株式会社真喜食品の株式の全部を取得しました。これにより、株式会社真喜食品は当社の連結子会社となりました。

(ロ) 子会社間の吸収合併

北海製罐株式会社は、2021年3月30日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として、同社の100%子会社である日東製器株式会社を吸収合併することを決定いたしました。

株式会社日本キャンパックは、2021年3月29日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として、同社の子会社である株式会社西日本キャンパックを吸収合併することを決定いたしました。

(2) 対処すべき課題

現下の国内経済および世界経済は、新型コロナウイルスの影響が続き経済成長率は大きく低下しており、先行きの不透明さはまだしばらく続くものとみられます。

このような状況の中、当社グループは当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画「FUTURE-5」の達成に向け取り組んでまいりました。

具体的な施策といたしましては、2018年度においてインドネシアに飲料用パッケージ製造会社のPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、また2021年2月には食品事業分野への進出を目的として株式会社真喜食品の株式を取得し連結子会社化するなど、事業拡大に向けた施策を進めました。また、充填事業および海外事業を中心に積極的な設備投資に取り組むなど、稼ぐ力の向上に向けた施策を進めてきた結果、収益性のポテンシャルは高まってまいりました。

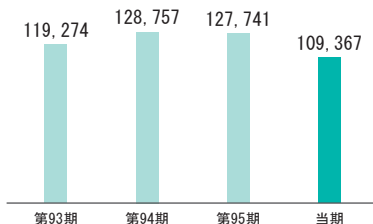
しかしながら、市場の現状は計画時の目論見には程遠い状況にあり、当社グループの連結業績は、中期経営計画「FUTURE-5」に掲げた2020年度数値目標を大きく下回る結果となりました。

次期中期経営計画につきましては、当初は「FUTURE-5」の後を受けて2021年度の策定および公表を予定しておりましたが、コロナ禍を受け、数値計画を含めた経営計画についてはより慎重な対応が必要という結論に達しました。このため、策定および公表を当初の想定よりも1年延期することとし、これに先立って経営計画の礎となる、経営理念、ビジョン、サステナビリティ基本方針および全社戦略等を策定いたしました（詳細は当社ウェブサイト（<http://www.hokkanholdings.co.jp/>）をご参照ください）。

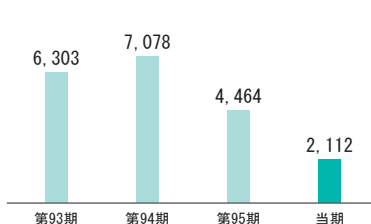
2021年10月23日に創業100周年を迎える当社グループは、これからの100年に向けて事業を継続・発展していくためには、財務目標のみならず環境・社会・ガバナンスについての重点施策とその目標を設定し、実践することが重要な課題と認識しており、この度策定いたしました経営理念等の考え方にに基づき、2022年度からスタートする次期中期計画の策定を進めてまいります。

(3) 財産および損益の状況

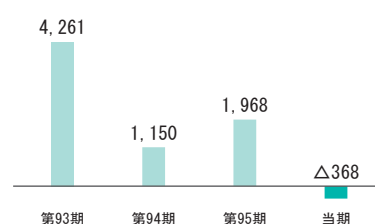
売上高 (単位：百万円)



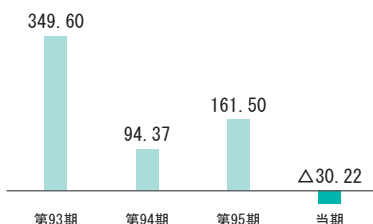
経常利益 (単位：百万円)



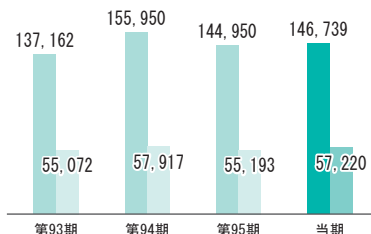
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



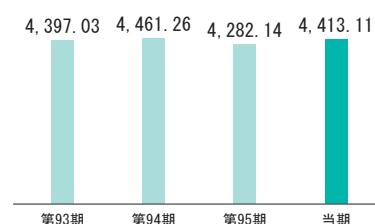
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第93期	第94期	第95期	第96期(当期)
		(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	百万円	119,274	128,757	127,741	109,367
経常利益	百万円	6,303	7,078	4,464	2,112
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(Δ)	百万円	4,261	1,150	1,968	Δ368
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(Δ)	円	349.60	94.37	161.50	Δ30.22
総資産	百万円	137,162	155,950	144,950	146,739
純資産	百万円	55,072	57,917	55,193	57,220
1株当たり純資産額	円	4,397.03	4,461.26	4,282.14	4,413.11

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合をおこなっております。第93期の期首に当該株式併合がおこなわれたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第94期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用したため、第93期については、遡及適用後の数値を記載しております。

(4) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

ホッカングループの主要な事業の内容は、「(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過および成果」20頁から23頁に記載のとおりです。

(5) **重要な子会社、主要な営業所および工場の状況** (2021年3月31日現在)

①当社

本社 (本店)

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

②重要な子会社

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な営業所および工場	
【容器事業】 北海製罐株式会社	3,000百万円	100.0%	本社 (登記上の本店)	東京都千代田区 北海道小樽市
			中央研究所	埼玉県
			工場・事業所 (6拠点)	埼玉県、群馬県、 北海道、滋賀県
【充填事業】 株式会社日本キャンパック	411百万円	100.0%	本社 (本店)	東京都千代田区
			工場 (4拠点)	群馬県
【機械製作事業】 オーエスマシナリー株式会社	400百万円	100.0%	本社 (登記上の本店)	群馬県邑楽郡邑楽町 北海道小樽市
			工場 (2拠点)	北海道、群馬県
【海外事業】 PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	百万インドネシアルピア 1,262,000	80.0%	本社 (工場)	インドネシア共和国

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含む14社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2. 比率は発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数第2位を四捨五入して表示しております。

(6) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
容器事業	725名	14名減
充填事業	737名	45名増
機械製作事業	85名	4名増
海外事業	704名	32名増
その他	204名	6名増
全社(共通)	58名	16名増
合計	2,513名	89名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	16名増	38.4歳	9.9年

(7) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,520百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,028
農林中央金庫	5,835
株式会社日本政策投資銀行	5,820
三井住友信託銀行株式会社	5,300

(8) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社の子会社である北海製罐株式会社は、遠東新世紀股份有限公司(台湾)およびその子会社(以下あわせて「原告」という)から、原料購入代金等1,053百万円等の支払いについて東京地方裁判所に訴訟を提起され、2020年3月23日付で原告の請求を棄却する判決がなされておりました。

本訴訟に関し、原告は2020年4月8日付で控訴しましたが、2021年2月4日、東京高等裁判所において控訴は棄却されました。その後原告において期間内に上告がなされなかったことにより、本訴訟は終了いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,469,387株 |
| ③ 株主数 | 14,996名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	654千株	5.28%
株式会社みずほ銀行	594	4.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	553	4.47
農林中央金庫	400	3.23
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	378	3.06
東京海上日動火災保険株式会社	361	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	329	2.65
株式会社北海道銀行	265	2.14
株式会社メタルワン	260	2.10
三菱UFJ信託銀行株式会社	247	2.00

(注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式1,073,947株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式208,201株は含まれておりません。

3. 持株比率は自己株式1,073,947株を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	工 藤 常 史	代表取締役 北海製罐株式会社取締役 株式会社日本キャンパック取締役
取締役社長	池 田 孝 資	代表取締役 北海製罐株式会社代表取締役社長 株式会社日本キャンパック代表取締役社長 PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役
取締役副社長	藤 本 良 一	社長補佐 株式会社日本キャンパック取締役
取締役 常務執行役員	佐 藤 泰 祐	容器事業 技術・生産部門統轄 北海製罐株式会社取締役専務執行役員 オーエスマシナリー株式会社取締役 PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役
取締役 執行役員	武 田 卓 也	総務部・人事部・CSR担当 北海製罐株式会社取締役常務執行役員 株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員
取締役 執行役員	砂 廣 俊 明	経理部・経営企画室担当 北海製罐株式会社取締役常務執行役員 株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員
取締 役	安 藤 信 彦	安藤総合法律事務所所長 株式会社ムサン社外監査役
取締 役	宮 村 百合子	辻・本郷税理士法人参与
取締 役 常勤監査役	藤 田 晶 子	明治学院大学 経済学部 国際経営学科教授
	竹 田 由 里	北海製罐株式会社監査役 株式会社日本キャンパック監査役
監 査 役	小 池 明 夫	北海製罐株式会社監査役
監 査 役	田 代 宏 樹	田代法律事務所所長
監 査 役	鈴 木 徹 也	鈴木税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役安藤信彦氏、取締役宮村百合子氏および取締役藤田晶子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役田代宏樹氏および監査役鈴木徹也氏は、社外監査役であります。
 3. 当社と取締役安藤信彦氏の重要な兼職先である安藤総合法律事務所および株式会社ムサンとの間には、特別の関係はありません。

4. 当社と取締役宮村百合子氏の重要な兼職先である辻・本郷税理士法人との間には、特別の関係はありません。
5. 当社と取締役藤田晶子氏の重要な兼職先である明治学院大学との間には、特別の関係はありません。
6. 当社と監査役田代宏樹氏の重要な兼職先である田代法律事務所との間には、特別の関係はありません。
7. 当社と監査役鈴木徹也氏の重要な兼職先である鈴木税理士事務所との間には、特別の関係はありません。
8. 監査役鈴木徹也氏は、税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
10. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤本良一	取締役副社長 充填事業統轄	取締役副社長 社長補佐	2020年6月26日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。その概要は以下のとおりであり、その保険料の全部を、取締役会の決議および各社外取締役の同意を得て会社負担としております。

保険契約者	ホッカホールディングス株式会社
対象会社	ホッカホールディングス株式会社、 北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパック
被保険者の範囲	取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員およびこれらの相続人、管財人等（既に退任している者および新たに選任された者を含む）
役員等賠償責任保険契約により補填することとされる損害の概要	(イ) 個人被保険者の行為（または不作為）に起因して、個人被保険者に対してなされた損害賠償請求によって、個人被保険者が被る損害 (ロ) 損害賠償請求・公的調査等、刑事手続、財産または地位の保全手続等への対応や信頼回復広告に要する費用

④ 取締役および監査役の報酬等

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

なお、当社の取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬は、「役員報酬の決定に関する方針2. 役員報酬の種類(2)株式報酬」に定めるとおり、「株式交付規程」に基づき毎年役位に応じたポイントを付与し、ポイントに応じた株式が、原則として退任時に信託を通じて交付されるものであるため、取締役個人別の報酬等に占める株式報酬の割合を方針に定めてはおりませんが、付与するポイントは、役位に応じて基本報酬額の5%から10%程度を基準として設計しています。

【役員報酬の決定に関する方針】

1. 基本方針

- (1) 当社の役員報酬は、役員それぞれの役割・責務を踏まえ、適切な人材を確保・維持する競争力のある水準とする。
- (2) 役員の個人別の報酬は、当社から独立した社外取締役が関与し、透明性のあるプロセスを経て決定する。

2. 役員報酬の種類

役員報酬は、基本報酬および株式報酬により構成する。

(1) 基本報酬

役員個人別に決定される、毎月定額の金銭報酬とする。

(2) 株式報酬

2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において決議された株式報酬制度（以下「本制度」という）に基づく株式報酬とする。

〔本制度の概要〕

2019年6月28日から2024年6月開催の定時株主総会終結の日まで（以下「対象期間」という）の間に在任する取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）を対象とする株式報酬とする。

当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各対象取締役に對して交付されるものとする。なお、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該対象取締役の退任時とする。

対象期間において、対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は160百万円、対象取締役に付与されるポイント総数の上限は、1事業年度あたり25,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とする。

3. 役員報酬の内容

- (1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、短期および中長期的な業績の向上と企業価値の最大化に責任を負う等の役割を踏まえ、基本報酬および株式報酬により構成する。
- (2) 社外取締役の報酬は、社外取締役が業務執行から独立した立場で、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行い、経営を監督すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。
- (3) 監査役の報酬は、当社の業績に左右されず取締役の業務執行を監査すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。

4. 役員個人の報酬の決定に係る手続

(1) 報酬検討委員会の設置

当社は、取締役個人の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会を設ける。
報酬検討委員会の人員・構成については別途定め、これを適切な方法で開示するものとする。

(2) 取締役の基本報酬の決定

- ①報酬検討委員会において、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、各取締役の経歴、見識、実績等を踏まえて取締役個人の報酬額の前案を作成する。
- ②取締役会は、報酬検討委員会の提出する前案に基づき、具体的な額の審議を経て取締役個人の報酬額を決定する。

(3) 取締役の株式報酬の決定

株式報酬は、本制度に係る株主総会の決議内容に基づき取締役会の定める「株式交付規程」により、対象期間中に在任する対象取締役に対して、その役位に応じたポイントを、当該対象期間に対する報酬として、毎年定時株主総会の日に付与する。

(4) 監査役の報酬の決定

監査役の報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

以上

(ロ) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。また使用人分給与は含みません）とご決議いただきました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。またこれとは別枠で、取締役（社外取締役を除く）を対象に、「役員報酬の決定に関する方針2. 役員報酬の種類(2)株式報酬」に定める株式報酬を支給することについてご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点において本制度の対象となる取締役は6名です。

監査役の報酬額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額80百万円以内とご決議いただきました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の基本報酬は、報酬検討委員会において取締役個人別の報酬の原案を作成したうえで、社外取締役の意見を聴取し、報酬検討委員会の作成した原案に異存がない旨の回答を得たうえで、最終的に取締役会において承認されています。

また、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬については、取締役会の定める「株式交付規程」所定の手続により付与しています。

取締役会といたしましては、以上の理由により、取締役の個人別の報酬等の内容は上記「役員報酬の決定に関する方針」に沿うものと判断しております。

(ニ) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (内社外取締役)	9 (3)	222 (19)	201 (19)	— (—)	20 (—)
監査役 (内社外監査役)	4 (2)	38 (7)	38 (7)	— (—)	— (—)
合計 (内社外役員)	13 (5)	260 (27)	239 (27)	— (—)	20 (—)

(注) 非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容および交付の手続は「役員報酬の決定に関する方針 2. 役員報酬の種類(2)株式報酬」に定められております。

⑤ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安藤 信彦	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるほか、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっています。また報酬検討委員会の委員として当社役員個人別の報酬の原案作成に関与するほか、特別経営会議その他重要な会議に出席して、当社グループの各種事業施策、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備およびサステナビリティ等、当社経営に関する重要事項についての審議に参画する等、社外取締役が果たすことが期待される役割・責務を果たしております。
取締役	宮村 百合子	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるほか、税理士として主に税務の見地から発言をおこなっています。また報酬検討委員会の委員として当社役員個人別の報酬の原案作成に関与するほか、特別経営会議その他重要な会議に出席して、当社グループの各種事業施策、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備およびサステナビリティ等、当社経営に関する重要事項についての審議に参画する等、社外取締役が果たすことが期待される役割・責務を果たしております。
取締役	藤田 晶子	2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回中10回に出席いたしました。経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるほか、会計学の専門家として主に企業会計の見地から発言をおこなっています。また報酬検討委員会の委員として当社役員個人別の報酬の原案作成に関与するほか、特別経営会議その他重要な会議に出席して、当社グループの各種事業施策、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムの整備およびサステナビリティ等、当社経営に関する重要事項についての審議に参画する等、社外取締役が果たすことが期待される役割・責務を果たしております。
監査役	田代 宏樹	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会11回全てに出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっております。
監査役	鈴木 徹也	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会11回全てに出席しており、税理士として主に税務の見地から発言をおこなっております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
きさらぎ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
きさらぎ監査法人：26百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
きさらぎ監査法人：79百万円

(注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパックにつきましても、きさらぎ監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社の子会社でありますPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 上記金額には、当社の子会社であります北海製罐株式会社がかきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務（非監査業務）の対価を含んでおります。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由
会計監査人であるきさらぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証をおこなったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (イ) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
 - b. 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
 - c. 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - d. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - e. 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - f. 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - g. 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。
- (ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

- (ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。
- (ニ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
 - c. 当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。
- (ホ) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
 - ii. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理を行っている。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。

- ii. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
 - iii. 経営管理については、「ホックングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。
- d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
 - ii. 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - iii. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - iv. 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社ごとにコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - v. 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - vi. 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

- (へ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。
- (ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事（異動、評価、処分等）については取締役と監査役が協議を行うこととする。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (チ) 当社の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。
 - ii. 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
 - iii. 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。
 - iv. 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。
 - b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - i. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。

- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程に準拠し、本人に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (ヌ) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - b. 監査役会が独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - c. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (ル) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (ロ) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。
また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) コンプライアンス体制

当社ではグループとしてコンプライアンス委員会を年4回定期開催しており、コンプライアンス研修についてもグループ各社の経営者、管理職、従業員に対して実施しております。

また、内部通報制度についてもグループ各社に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

(ロ) リスク管理体制

当社ではグループとしてリスク管理委員会を年2回定期開催しており、各種リスクの識別、分析を行っております。

また、海外を含む危機管理マニュアルを制定しており、同マニュアルに基づき行動する体制を整えております。

(ハ) 取締役の職務の執行体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定め、取締役会を本年度14回開催しております。

また、取締役会の他、グループ経営会議を年9回開催しており、重要案件について議論がなされております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考慮して、2020年4月、5月、2021年1月に実施予定であったグループ経営会議は開催を見合わせました。代替施策としてグループ各社へ会議資料を配信し、情報の共有を行っております。

(ニ) 子会社の経営管理体制

当社では本年度9回実施したグループ経営会議において、子会社の業績や営業状況等が報告されており、また、子会社管理規程・海外事業会社管理規程に従い、子会社の管理がなされております。

(ホ) 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に委員として本年度4回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についてもグループ経営会議へ出席するなど社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値向上を図る観点から、成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を最大限に考え、バランスを考慮した配当方針としております。

これを踏まえ、検討した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、2021年5月12日開催の当社取締役会におきまして1株につき13円50銭と決定させていただきました。すでに2020年12月10日に実施済みの中間配当金1株につき18円75銭と合わせまして、年間配当金は1株につき32円25銭となります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は第95回定時株主総会終結の時をもって有効期限満了により終了し、継続しないことを決議いたしました。

このため当社は現在、会社法施行規則第118条に定める基本方針を定めておりませんが、当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社といたしましては、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際には、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	49,477	流 動 負 債	37,071
現金及び預金	8,433	支払手形及び買掛金	15,222
受取手形及び売掛金	23,768	短期借入金	12,842
電子記録債権	2,959	リース債務	977
たな卸資産	10,016	未払法人税等	210
その他の	4,313	賞与引当金	933
貸倒引当金	△12	その	6,885
固 定 資 産	97,261	固 定 負 債	52,447
有 形 固 定 資 産	69,670	社債	5,000
建物及び構築物	23,985	長期借入金	40,524
機械装置及び運搬具	21,217	リース債務	2,262
土地	16,538	繰延税金負債	684
リース資産	3,484	役員株式給付引当金	91
建設仮勘定	3,847	退職給付に係る負債	3,431
その他	597	その	452
無 形 固 定 資 産	6,221	負 債 合 計	89,519
のれん	2,640	純 資 産 の 部	
その他	3,580	株 主 資 本	49,639
投 資 其 他 の 資 産	21,370	資 本 金	11,086
投資有価証券	18,840	資 本 剰 余 金	11,107
長期貸付金	403	利 益 剰 余 金	29,417
繰延税金資産	63	自 己 株 式	△1,972
退職給付に係る資産	20	その他の包括利益累計額	4,143
その他	2,081	その他有価証券評価差額金	5,740
貸倒引当金	△38	繰延ヘッジ損益	1
資 産 合 計	146,739	為替換算調整勘定	△1,080
		退職給付に係る調整累計額	△517
		非支配株主持分	3,437
		純 資 産 合 計	57,220
		負 債 純 資 産 合 計	146,739

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		109,367
売上原価		93,703
営業利益		15,663
販売費及び一般管理費		14,904
営業利益		759
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当	269	
受取投資利益	671	
受取資産収入	95	
その他	759	1,858
営業外費用		
支払利息	364	
支払費用	38	
その他	103	505
経常利益		2,112
特別利益		
投資有価証券売却益	747	747
固定資産除売却損失	1,431	
減損損失	1,167	
投資有価証券評価損	30	
特別退職金	270	
特別修繕費	56	2,956
税金等調整前当期純損失		96
法人税、住民税及び事業税	381	
法人税等調整額	△111	269
当期純損失		366
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純損失		368

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	11,086	11,107	30,343	△1,971	50,566
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△557		△557
親会社株主に帰属する 当期純損失			△368		△368
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△926	△0	△926
当 期 末 残 高	11,086	11,107	29,417	△1,972	49,639

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 係 累 計	に 関 する 他 の 累 計 額		
当 期 首 残 高	5,013	9	△2,497	△902	1,622	3,004	55,193
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					—		△557
親会社株主に帰属する 当期純損失					—		△368
自己株式の取得					—		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	727	△8	1,416	384	2,520	432	2,953
連結会計年度中の変動額合計	727	△8	1,416	384	2,520	432	2,026
当 期 末 残 高	5,740	1	△1,080	△517	4,143	3,437	57,220

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,317	流動負債	12,550
現金及び預金	5,868	短期借入金	11,511
短期貸付金	6,205	未払金	754
未収入金	1,173	未払法人税等	73
その他	69	賞与引当金	23
貸倒引当金	△0	その他	188
固定資産	77,511	固定負債	47,094
有形固定資産	1,108	社長期借入金	5,000
建物	850	役員株式給付引当金	39,799
構築物	65	退職給付引当金	38
工具器具及び備品	35	長期預り金	108
土地	19	繰延税金負債	44
リース資産	137	繰延税金負債	1,944
無形固定資産	179	その他	158
投資その他の資産	76,224	負債合計	59,644
投資有価証券	10,974	純資産の部	
関係会社株式	24,708	株主資本	26,624
長期貸付金	40,000	資本剰余金	11,086
前払年金費用	15	資本準備金	10,755
その他	537	その他資本剰余金	10,725
貸倒引当金	△11	利益剰余金	30
資産合計	90,829	利益準備金	6,754
		その他利益剰余金	2,771
		別途積立金	3,983
		繰越利益剰余金	1,600
		自己株式	2,383
		評価・換算差額等	△1,972
		その他有価証券評価差額金	4,560
		純資産合計	31,184
		負債純資産合計	90,829

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営業収益	840	
営業経費	1,467	2,307
営業一般管理費	1,879	1,879
営業利益		427
営業外収益		555
営業外費用		183
経常利益		800
特別利益		
投資有価証券売却益	747	747
特別損失		
投資有価証券評価損	30	
関係会社株式評価損	1,609	
特別退職金	25	1,665
税引前当期純損失		117
法人税、住民税及び事業税	272	
法人税等調整額	△18	253
当期純損失		370

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	11,086	10,725	30	10,755	2,771	1,600
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				—		
当 期 純 損 失				—		
自己株式の取得				—		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	11,086	10,725	30	10,755	2,771	1,600

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	3,311	7,683	△1,971	27,553	3,790	3,790	31,344
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	△557	△557		△557		—	△557
当 期 純 損 失	△370	△370		△370		—	△370
自己株式の取得		—	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—		—	769	769	769
事業年度中の変動額合計	△928	△928	△0	△929	769	769	△159
当 期 末 残 高	2,383	6,754	△1,972	26,624	4,560	4,560	31,184

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 後 宏 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 竹 見 浩 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	後	宏 治	Ⓜ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	竹 見	浩	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告並びに職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制の徹底に関する取組みについて、その取組み状況を注視してまいります。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びきさらぎ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

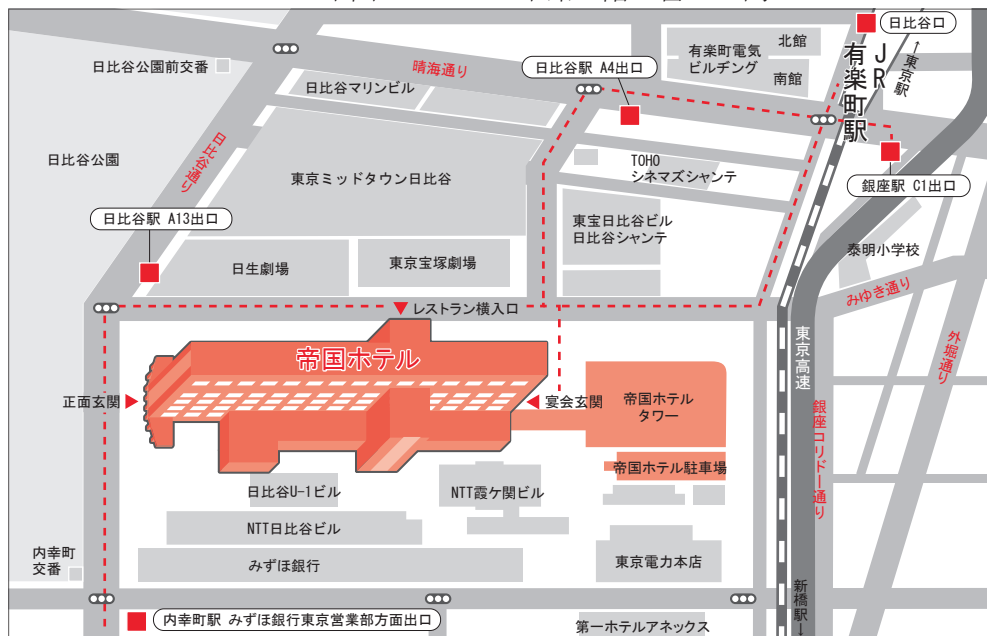
ホッカンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	竹	田	由	里	Ⓜ
監査役	小	池	明	夫	Ⓜ
社外監査役	田	代	宏	樹	Ⓜ
社外監査役	鈴	木	徹	也	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 《本館3階 富士の間》



交通のご案内

東京メトロ 銀座 駅 (徒歩5分)
東京メトロ 日比谷 駅 (徒歩2分)
都営地下鉄 内幸町 駅 (徒歩2分)

J R 有楽町 駅 (徒歩5分)

ホッカホールディングス株式会社